

推薦・選考の基準

各賞ごとに、次の基準により推薦・選考する。

(1) 功労者の部

ア 三色旗功労賞

表彰規程のとおり

イ 功労賞

(ア) 組織運営:本会

- ・年齢制限なし
- ・本会の理事若しくは理事相当職^{※1}として8年以上又は各委員会委員として10年以上従事し、又は相応の尽力をした者。（いずれも継続していなくてもよい。ただし、重複期間を除く。）

(イ) 組織運営:加盟団体

- ・表彰を行う年度（以下「当該年度」という。）の4月1日現在、年齢満55歳以上であること。
- ・当該団体の理事相当職^{※1}以上の役員として10年以上従事し、又は相応の活躍をした者であること。ただし、創立15年未満の団体の役員等にあつては、その活動歴を考慮して検討することができる。
- ・活動歴が10年に満たない場合、当該団体の審判員若しくは指導者であつた期間又は他団体において理事相当職、審判員若しくは指導者であつた期間を加えることができる。ただし、その合計年数は3年を越えることができない。（いずれも継続していなくてもよい。ただし、重複期間を除く。）
- ・1つの加盟市町村体育・スポーツ団体、学校体育団体または加盟競技団体につき、推薦できるのは1名のみとする。

(ウ) 選手育成

- ・年齢制限なし
- ・権威ある国際的大会又は全国的大会で優秀な成績を収めた選手を数多く育成、指導した者

(エ) スポーツ医・科学

- ・年齢制限なし
- ・スポーツにおける医療活動、講習会での啓発活動等スポーツ医・科学の分野で本府スポーツの発展に貢献した者

ウ 有功賞

(ア) 審判・競技会運営

- ・当該年度の4月1日現在、年齢満55歳以上であること。
- ・審判、競技会運営等専門的業務に25年以上従事していること。

(イ) 指導活動

- ・当該年度の4月1日現在、年齢満55歳以上であること。
- ・スポーツ指導者として25年以上若しくは日本スポーツ協会公認スポーツ指導者として15年以上経過し、現在もスポーツクラブ、教室等で直接指導を行いスポーツの振興に貢献した者、又は本会加盟以外の団体において指導者として本府スポーツの振興に貢献した者

(2) 優秀選手の部

ア 三色旗優秀選手賞
表彰規程のとおり

イ 優秀選手賞

- (ア) 権威ある国際的大会とは、オリンピック、世界選手権等で広くスポーツ界に認知された大会をいう。ただし、親善や強化を目的とする大会や遠征等の国際交流大会は除く。
- (イ) 権威ある全国的大会とは、国民スポーツ大会、日本選手権等で広くスポーツ界に認知された大会をいう。
- (ウ) 優秀な成績とは、国際的大会においては3位以内、全国的大会においては優勝をいう。
- (エ) 記録を有する競技にあっては、日本新（タイ）記録、日本最高記録樹立の場合、上記（ウ）を満たしていなくてもよい。
- (オ) (ア)～(エ)の条件を満たす場合でも、当該大会の種目構成が能力別等である場合はその都度検討する。

ウ 優秀競技団体賞

- (ア) 前年度の国民スポーツ大会において男女総合成績8位以内の競技団体

エ 敢闘賞

- (ア) 権威ある年齢別等の国際的大会とは、ユニバーシアード、世界ジュニア年齢別選手権等で広くスポーツ界に認知された大会をいう。ただし、親善や強化を目的とする大会や遠征等の国際交流大会は除く。
- (イ) 権威ある年齢別等の全国的大会とは、全国高等学校総合体育大会、日本マスタース大会等で広くスポーツ界に認知された大会をいう。
- (ウ) 優秀な成績とは、年齢別等の国際的大会においては3位以内、全国的大会においては優勝をいう。
- (エ) 記録を有する競技にあっては、年齢別等の日本新（タイ）記録樹立の場合、上記（ウ）を満たしていなくてもよい。
- (オ) (ア)～(エ)の条件を満たす場合でも、当該大会の種目構成が能力別等である場合はその都度検討する。

オ 奨励賞

- (ア) 京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会の府大会、ブロック予選会に同一市町村から10回以上出場した者、または京都府民総合体育大会市町村交流マスタース大会の府大会に同一市町村から10回以上出場したもの

※1 理事相当職：会長、副会長